

YEEP資金運用細則

(名称)

第 1 条 この資金は、YEEP資金と称する。

(目的)

第 2 条 この資金は、西日本区が推進するYEEP事業による交換留学生の受け入れおよび派遣に伴う経済的負担を軽減することによって、その活動の支援を目的とする。

(資金)

第 3 条 この資金は、区費および自由献金、その他の収入をもってまかなう。

(予算)

第 4 条 事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請をし、区役員会の承認を得る。

(管理・運用)

第 5 条 この資金は、区会計が収納・管理し、交流事業委員会(以下、「委員会」という)により運用される。

(運用の基準)

第 6 条 この資金は、次の基準により運用される。

受け入れ家庭(ホストファミリー)に対する補助

派遣留学生に対する補助

受け入れ留学生が日本で開催される国際大会、地域大会および西日本区大会に参加する場合の旅費などに対する補助

その他、委員会の認めるYEEP活動への補助

(支援金の申請)

第 7 条 この資金の支援を受けようとするときは、クラブは資金援助申請書(様式1)に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

(支援金の審議)

第 8 条 所定の申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集の上、申請内容を審議する。

(支出の決議・承認)

第 9 条 この資金の支出は、委員会の議決を経て、理事が承認する。

(実施報告)

第 10 条 この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書(様式2)を作成の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

(STEPの取り扱い)

第 11 条 STEP事業については本YEEP資金運用細則に準じ、役員会の審議を経て取り扱うものとする。

(改正)

第 12 条 この細則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2001年4月8日 改正 2003年6月14日 改正

2001年7月1日 施行 2003年7月 1日 施行